梨県公

第千八百六十号

月 曜

六月九日

日

示

目

次

建築基準法に基づく道路位置指定......三二九 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..................................三二五 保安林の指定施業要件の変更予定.....ニニニ五

落札者等の決定について......三二九

告 示

山梨県告示第二百六十四号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十年六月九日

山梨県知事 横 内

正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲府市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源のかん養

変更後の指定施業要件

Ξ

立木の伐採方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

Щ

梨

県

公

報

第千八百六十号

平成二十年六月九日

平成二十年

 $(\underline{})$

次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。

(「次の図」及び「次のとおり」は、

省略し、

その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第二百六十五号

十年五月三十日白根土地改良区の定款の一部変更を認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 平成二

平成二十年六月九日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県告示第二百六十六号

部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、 第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律 同法第八条第一項の規定 山梨県県土整備

平成二十年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

土砂災害警戒区域

					_	
					身延町	市町村名
古屋敷の1 3	古屋敷の1 2	古屋敷の1 1	帯金の1	大石野	小原島	区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類 原因となる自然 の発生
					図面旨各 次の図のとおり	土砂災害警戒区域の表示

林之前 2	林之前 1	塩の沢	泥の沢	中村	沖 村 2	沖 村 1	光子沢 2	光子沢 1	大久保の1	波木井の3 3	波木井の3 2	波木井の3 1	宮の花	波木井の2 2	波木井の2 1	坂下	古屋敷の1 4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

谷津 の ₂ 2	谷津の2 1	大久保の2	竹 の 下 2	竹 の 下 1	帯金の ₂ 2	帯金の ₂ 1	下栗倉	向 平 の 1 2	向 平 の 1	馬込	作 之 田 4	作之田 3	作 之 田 2	作 之 田 1	新地	谷津の1	榎島	林之前 3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

Щ
梨
県
公
報

第千八百六十号

平成二十年六月九日

塩之沢川	鳶の沢川	金竜寺沢川	薬師寺川	泥の沢川	入の沢川	大久保沢川	虹川	西畑沢川	横町沢川	古屋敷の2	湯別当の1	向 平 の 2	戸 坂	戸 坂 2	戸 坂 1	亀久保 2	亀 久保 1	大久保の3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

区域の名称土砂災害特別警戒 現象の種類原因となる自然

市町村名

れる衝撃に関する事項示及び当該自然現象により示し、一十一十分の対象によりがあると思定される衝撃に対象によりの表

二 土砂災害特別警戒区域

向平 川	的馬沢川	渡々沢川 2	渡々沢川 1	古宿川	光子沢川	小室沢川	妙泉寺沢川	新地川	古宿沢川	宮原沢川	宮原沢川の2	長戸川	宮沢川	御崎沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

身延町																		
小原島	大石野	帯 金 の 1	古屋敷の1 3	古屋敷の1 4	坂下	波 木 井 の 2 1	波 木 井 の 2 2	波 木井 の 3 1	波 木 井 の 3 2	波木井の3 3	大久保の1	光子沢 1	光子沢 2	沖 村 1	沖 村 2	中村	泥の沢	塩の沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
、図面省各)																		
林	林之前	林之前 3	榎 島	谷津の1	新地	作 之 田 1	作 之 田 2	作之田 3	作之田 4	馬込	向 平 の 1	向 平 の 1 2	下栗倉	帯金の ₂ 1	帯金 の 2 2	竹 の 下 1	竹 の 下 2	大久保の2
林之前 1	2																	

所において、

この告示の日から平成二十年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

	的 渡 古宿 原 崎	土 土 土 急 急 急 急 急 急 急 急 急 急 急 急 急 急 負債 負債 負債 負債 会 負債 会 負債 会 負債 会 会 負債 会 負債 会
急負斗力	谷津の2 2	急傾斜地の崩壊
	2	急傾斜地の崩壊
急頁斗也	大久保の3	急傾斜地の崩壊
急 假		急傾斜地の崩壊
1 急傾斜地		急傾斜地の崩壊
2 1 3 6 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		急傾斜地の崩壊
1 2 1 3 急傾斜地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地地		急傾斜地の崩壊
2 1 2 1 3 急 急 急 急 億 傾 傾 傾 斜 斜 地 地 地 地 北		急傾斜地の崩壊
3 2 1 2 1 3 急 急 急 急 急 負債 傾負 傾負 傾角 傾角 地 地 地 地 地	の	急傾斜地の崩壊
2 3 2 1 2 1 急 急 急 急 急 負債 負債 負債 負債 負債 付給 分針 分針 分針 分針 地 地 地 地 地		急傾斜地の崩壊
の 2 3 2 1 2 1 3 急 急 急 急 急 急 急 値傾 傾傾 傾傾 傾傾 傾傾 傾傾 傾傾 針 十 地 上	古屋敷の2	急傾斜地の崩壊
の 2 3 2 1 2 1 3 3 2 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	大久保沢川	土石流
R	御崎沢川	土石流
II	宮原沢川の2	土石流
川 川 沢 の の 2 3 2 1 2 1 3 土 土 土 土	古宿沢川	
II	渡々沢川	土石流
	的馬沢川	土石流流

県 種道

道路の路線名	路年	線月	名	山梨県和	延横	人長	供用開始の明	始 明
種道類路の	路	線	名	区間	(メ ー	(メートル) 長	期供日用開	始
県 道	田 白線 井	田線河原八	八	九番の一地先まで笛吹市石和町小石和字神明二八六番の一地先から、留吹市石和町小石和字神明二八笛吹市石和町小石和字神明二八	_	二五・〇 平成二十年	六月二十日	干手

山梨県告示第二百六十八号

覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成二十年六月九日

道路の位置

笛吹市石和町川中島字宮ノ南一番五及び字宮ノ東五二二番四

山梨県知事

横

内

正

明

= 道路の幅員 五・〇〇メートル

道路の延長 二八・二一メートル

Ξ

公 告

落札者等の決定について

である。 五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

平成二十年六月九日

随意契約に係る業務の名称及び数量

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県税務システム改修業務 一式

三 九

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

Ξ 随意契約の相手方を決定した日 平成二十年五月七日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 随意契約に係る契約金額 五千五百七十五万五千円

契約の相手方を決定した手続

六

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

平成二十年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

試験を次のとおり実施する。 の二第一項の規定による山梨県知事の委任に係る平成二十年度宅地建物取引主任者資格 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号。 以下「法」という。)第十六条

平成二十年六月九日

財団法人不動産適正取引推進機構

理 事 長 望 月 雄

試験日時

平成二十年十月十九日 (日)午後一時 (法第十六条第三項の規定により試験の一部

が免除される者にあっては、午後一時十分)から午後三時まで

= 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

Ξ 受験資格

年齢、性別、 学歴等特別な制限はない。

兀 受験手続

インターネットによる申込み

1

申込方法

(1)を入力する。 アクセスし、 のもの) に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号等を含む。) 登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ (http://www.retio.or.jp) に 受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、

JPEG形式のもの) 顔写真ファイル (平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、 正両、 無背景で

 (\Box) 受験手数料

七千円

ンビニエンスストアより納入する。 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより、又はコ

 (Ξ) 受験申込み受付期間

平成二十年七月一日 (火)午前九時三十分から同月十五日 (火)午後九時五十

九分まで 試験案内の掲載場所及び掲載期間

2

いて平成二十年七月一日 (火)から同月十五日 (火)まで掲載する。

財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ (http://www.retio.or.jp) にお

郵送による申込み

提出書類

(1) 付証明書をはったもの) 受験申込書 (受験手数料納入済を証する振替払込受付証明書又は銀行振込受

下の大きさのもの) 法は、頭頂からあごまでが三・ニセンチメートル以上三・六センチメートル以 長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートル、ただし、顔の寸 顔写真一枚(平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面、無背景の縦の

了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの) 法第十六条第三項に規定する講習の課程を修了した者については登録講習修

(=)受験手数料

七千円

人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む。 所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行 (郵便局) 又は財団法

 (Ξ) 受験申込み受付期間

Щ

梨

県

公報

第千八百六十号

平成二十年六月九日

発行者	山梨県
山梨	県公報
県 甲府吉	第千八百六十号
『丸の内一下	
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成二十年六月九日
	八月九日
印刷所株	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
六番	